

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年6月11日（平成30年（行情）諮問第251号）

答申日：平成30年7月30日（平成30年度（行情）答申第206号）

事件名：「本省の開示請求事務の手續・内容・事例が分かる文書」の開示決定に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「本省の開示請求事務の手續・内容・事例がわかる文書 H29年度」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、「情報公開事務処理の手引（平成29年3月）厚生労働省大臣官房総務課情報公開文書室」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、愛知労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成30年4月16日付け愛労発総416第1号により行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

文書特定に誤りがある。文書名の記載がない。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人である審査請求人は、平成30年3月19日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「本省の開示請求事務の手續・内容・事例がわかる文書」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人は、これを不服として、同年4月19日付け（同日受付）で本件審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、対象文書の特定誤りを理由とする不服申立てであるが、原処分における対象文書の特定は適正に行われており、原処分は審査請求人による開示請求に対し適正かつ誠実に行われているため、原処分

を維持することが妥当である。

### 3 理由

#### (1) 本件対象行政文書の特定について

審査請求人が開示を求める行政文書は「本省の開示請求事務の手続・内容・事例がわかる文書」である。このため、処分庁は、厚生労働本省で作成している「情報公開事務処理の手引（平成29年3月）厚生労働省大臣官房総務課情報公開文書室」を本件対象行政文書として特定した。

#### (2) 原処分の妥当性について

本件対象行政文書は、厚生労働省職員が情報公開事務処理を行う場合に使用する手引であり、開示請求の受付から開示の実施まで、審査請求の受付から裁決までの事務手続き、関係する資料で構成されている。

原処分において、本件対象行政文書である「情報公開事務処理の手引（平成29年3月）厚生労働省大臣官房総務課情報公開文書室」として特定したことは妥当であり適正に行われている。

#### (3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において文書特定に誤りがあると主張するが、これに対する諮問庁の説明は上記(2)のとおりであるため、本件対象文書の特定は適正に行われていることから審査請求人の主張は失当である。

### 4 結論

以上のとおり、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |               |
|--------------|---------------|
| ① 平成30年6月11日 | 諮問の受理         |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年7月12日    | 審議            |
| ④ 同月26日      | 審議            |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件請求文書の開示請求について、処分庁は、本件対象文書を特定し、その全部を開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書特定に誤りがある等として、原処分を取り消すべきとしている。

諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

#### (1) 本件対象文書の特定について、諮問庁の理由説明書（上記第3の3）

の記載及び当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところによると、おおむね以下のとおりである。

ア 本件請求文書は、「本省の開示請求事務の手続・内容・事例がわかる文書」である。なお、審査請求人は、本件開示請求に当たり、保有個人情報の開示手続に関するものは必要がなく、行政文書の開示手続に関するものを求めるとしていたことから、下記イのとおり、法に基づく開示請求に係る文書を本件対象文書として特定したものである。

イ 本件対象文書は、「情報公開事務処理の手引（平成29年3月）厚生労働省大臣官房総務課情報公開文書室」であり、厚生労働省の本省及び地方支分部局の職員が、法に基づく開示請求に係る事務に当たり、その手引として利用するために、厚生労働省大臣官房総務課情報公開文書室が作成したものである。その内容は、開示請求の受付から開示の実施まで、及び審査請求の受付から裁決までの事務手続、関係する資料や参考となる事例などで構成されている。

したがって、本件請求文書に該当するものとして本件対象文書を特定したことは妥当である。

ウ また、愛知労働局において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当するものは、保有していない。

- (2) 当審査会において、諮問書に添付されている本件対象文書の写しを確認したところ、本件対象文書には、開示請求の受付から開示の実施まで、及び審査請求の受付から裁決までの事務手続、関係する資料や参考となる事例などで構成されていることが認められ、本件対象文書を特定したことは妥当であるとする上記(1)の諮問庁の説明は、不自然、不合理であるとは認められず、また、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、愛知労働局において本件対象文書の外に本件請求文書として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

### 3 付言

処分庁は、本件開示請求を受けて特定した文書名として、本件請求文書とほぼ同一の文書名を開示決定通知書に記載した上で、本件対象文書を開示したものであるが、本来、特段の支障がない限り、開示決定通知書には、特定した文書名として上記第1に掲げる本件対象文書の名称を具体的に記載すべきであったのであるから、処分庁においては、今後、この点に留意して適切に対応することが望まれる。

### 4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、愛知労働局において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子